

Waiwaiドームしもつま(屋根付多目的広場)スポーツ・カルチャー利用促進制度募集要項

第1条(目的)

平日の日中など、利用率の低い時間帯のスポーツ・カルチャープログラムによる利用促進を図るため、通年予約や減免を行うものである。

第2条(利用促進枠)

1. 対象時間帯は、平日(火曜日・祝日を除く)の午前9時から午後3時までとする。
2. 上記の時間での利用のほかに、別の時間又は曜日を希望する場合は、別途相談の上、決定するものとする。

第3条(対象者)

1. 対象は、企業・団体とする。
2. 対象が団体の場合、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 団体の組織及び活動のために代表者を置いていること
 - (2) 規約又は会則を有していること
 - (3) 繙続的に活動を行っていること
3. 対象者は事前にスポーツ・カルチャー利用促進制度の申込み、市の承認を受けるものとする。

第4条(利用内容)

1. 各日の利用時間は3時間以内とする。
2. 申請者が利用時間の延長を希望する場合は、別途相談の上、決定するものとする。
3. 申請者は年間を通して定期的に行うプログラムを実施するものとする。

第5条(利用範囲)

1. 半面利用を原則とする。
2. 申請者が全面利用を希望する場合は、別途相談の上、決定することとする。

第6条(利用料の支払い)

1. 施設使用料は下妻市にぎわい広場の設置及び管理に関する条例で規定した利用料金から5割減免した金額とする。
2. 月の初回利用日の2か月前の月末日までに、当該月の利用料全額を支払うこと。
3. 現金または市が指定する方法により納付すること。

第7条(利用料の返金)

利用者の都合による利用中止の場合、前日までに申し出がない場合は返金は行わない。ただし、

天災その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

第 8 条(予約及び支払方法)

- 1.通年で利用日の予約申請を受け付けることができるものとする。(施設予約日の確定は、利用料の納付をもって確定となる。)
- 2.月の初回利用日の 2 か月前までに利用を確定すること。

第 9 条(重複時の取扱い)

スポーツ・カルチャー利用促進制度の申込により、利用希望が重複した場合は先着順とする。

第 10 条(募集期間)

- 1.毎年度、1月中旬から 2 月末日までを募集期間とし、4 月からの利用を開始するものとする。
- 2.空き枠がある場合に限り、隨時募集を行う。

第 11 条(申請方法等)

- 1.申請先は、下妻市役所都市整備課窓口とする。
- 2.所定の申請書類を持参または郵送により提出すること。
- 3.申請は年度ごとに行うものとする。(翌年度以降の制度継続を保証するものではない。)

第 12 条(申請に必要な書類)

申請時には、以下の書類を提出すること。

【必須書類】

スポーツ・カルチャー利用促進制度利用申請書(様式第 1 号)

【団体の場合の追加書類】

団体規約または会則

団体の活動実績がわかる資料

代表者の本人確認書類(写し可)

【企業の場合の追加書類】

登記事項証明書(写し可)又は開業届の控え(写し可)

事業概要等がわかる資料

【その他】

その他、市が必要と認める書類の提出を求める場合がある。

第 13 条(審査及び決定)

- 1.申請受付後、内容を審査し、適否を決定する。
- 2.決定通知は申請受付後、2 週間以内に行うものとする。(様式第 2 号)

第 14 条(利用の取消し・変更)

1. 利用日時の変更を希望する場合は、利用日の前日までに Waiwaiドームしもつま事務所または下妻市役所都市整備課へ申し出るものとする。
2. 以下の場合、市は利用の承認を取り消すことができるものとする。
 - (1) 申請内容に虚偽があった場合
 - (2) 本要項に違反した場合
 - (3) 施設の管理運営上支障があると認められる場合

第 15 条(遵守事項)

下妻市にぎわい広場の設置及び管理に関する条例並びに施行規則に従うこと。

第 16 条(主催者責任)

1. 主催者の責任により参加者の対応をすることとし、消費トラブルや賠償責任が生じた場合でも、市は一切関与しない。
2. 有料プログラムも可とするが、不利益が生じた場合でも市は一切責任を負わない。
3. 利用者の故意または過失により、施設、設備等を損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第 17 条(報告義務)

市が必要と認める場合、隨時報告を求めることができるものとする。

第 18 条(その他)

この要項に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市と利用者が協議の上、決定する。

附則

1. 施行期日

この要項は、令和 8 年 1 月 19 日から施行する。

2. 経過措置

この要項施行前に旧要項により承認された利用については、当該年度に限り、なお従前の例による。